国立大学法人和歌山大学教職員就業規則

制 定 平成 1 6 年 4 月 1 日 法人和歌山大学規程第 2 2 号 最終改正 令和 5 年 1 2 月 8 日

第1章 総則

(目的)

- 第1条 この就業規則(以下「規則」という。)は、労働基準法(昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。)第89条の規定により、国立大学法人和歌山大学(以下「本学」という。)に勤務する教員、職員及び附属学校教員(以下「教職員」という。)の就業に関して必要な事項を定めることを目的とする。
- 2 臨時職員の就業については、本学臨時職員就業規則の定めるところによる。
- 3 外国人教師の就業については、本学外国人教師雇用規程の定めるところによる。
- 4 再雇用教職員の就業については、本学教職員再雇用規程の定めるところによる。
- 5 特任教員の就業については、本学特任教員雇用規程の定めるところによる。
- 6 特任教諭の就業については、本学特任教諭雇用規程の定めるところによる。
- 7 特任職員の就業については、本学特任職員雇用規程の定めるところによる。 (適用範囲)
- 第2条 この規則は、本学の教職員に適用する。
- 2 この規則において教員とは、国立大学法人和歌山大学教職員の定員等に関する規程(以下「定員規程」という。)第2条で定められた教員定員に基づいて採用される者をいう。
- 3 この規則において職員とは、定員規程第3条で定められた職員定員に基づいて採用される者をいう。
- 4 この規則において附属学校教員(以下「附属教員」という。)とは、定員規程第4条で 定められた附属学校教員定員に基づいて採用される者をいう。

(法令との関係)

第3条 教職員の就業に関し、この規則に定めのない事項については、労基法、国立大学法 人法(平成12年法律第112号。以下「国大法」という。)その他の法令の定めるところ による。

第2章 採用及び異動等

第1節 採用

(採用方法)

- 第4条 教職員として採用されることを希望する者は、つぎの書類を提出しなければならない。
 - (1) 履歴書
 - (2) その他、本学が必要と認める書類
- 2 教職員の採用は、次の各号により、学長が決定する。
 - (1) 教員の採用は、本学教員選考基準により、国立大学法人和歌山大学教員組織運営 委員会(以下「教員組織運営委員会」という。)の議に基づいて行う。
 - (2) 附属教員の採用は、選考により行う。
 - (3) 職員の採用は、国立大学法人等職員統一採用試験の結果に基づいて行う。ただし、

採用しようとする職の性質により、同試験によることが適当でないと認める場合は、 この限りではない。

(任期)

第5条 採用しようとする教職員に任期を設ける場合は、本学教職員の任期に関する規程の 定めるところによる。

(勤務条件の明示)

- 第6条 教職員の採用に際しては、採用をしようとする教職員に対して、あらかじめ次の事項を記載した文書を交付する。
 - (1) 給与に関する事項
 - (2) 勤務の場所及び従事する業務に関する事項
 - (3) 任期及び再任に関する事項
 - (4) 始業及び終業の時刻、所定勤務時間を超える勤務の有無、休憩時間、休日並びに 休暇に関する事項
 - (5) 退職に関する事項(解雇の事由を含む。)

(赴任)

第7条 採用された教職員は、直ちに赴任しなければならない。ただし、住居の移転を伴う 等やむを得ない事由があると本学が認めるときは、採用の日から1週間以内に赴任するも のとする。

(提出書類)

- 第8条 教職員に採用された者は、赴任後速やかに次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。
 - (1) 誓約書
 - (2) 住民票記載事項の証明書
 - (3) その他本学が必要と認める書類
- 2 前項の提出書類の記載事項に変更が生じた場合は、その都度速やかに、これを届け出なければならない。

(試用期間)

- 第9条 教職員として採用された日から6か月間(附属教員にあっては1年)は、試用期間とする。ただし、職務の遂行に十分な経歴を有する者に対しては、この限りでない。
- 2 試用期間中の教職員が次の各号の一に該当する場合には、これを解雇し、又は試用期間満了時に本採用しない。
 - (1) 勤務成績が不良なとき
 - (2) 心身に故障があるとき
 - (3) その他教職員としての適格性を欠くとき
- 3 試用期間は勤続期間に通算する。

第2節 評価

(勤務評定)

- 第10条 教職員の勤務成績について、評定を行う。
- 2 教員の評定及び評定の結果に応じた措置は、教育研究評議会の議に基づいて行う。

第3節 昇任

(昇任)

- 第11条 教職員の昇任は選考による。
- 2 第1項の職員の選考は、能力の総合的な評価により行う。
- 3 第1項の教員の選考は、本学教員選考基準により、教員組織運営委員会の議に基づき、 学長が決定する。

第4節 異動

(異動)

- 第12条 教職員は、業務上の都合により配置換、兼務又は出向(以下「異動」という)を命 ぜられることがある。
- 2 異動を命ぜられた教職員は、正当な理由がない限り、これを拒むことができない。
- 3 出向を命ぜられた教職員の取扱いについては、本学教職員在籍出向規程の定めるところによる。
- 4 教員に対して、その意に反して異動を命じる場合には、教育研究評議会の審査の結果に 基づいて行う。
- 5 前項の教育研究評議会の審査は、本学教育研究評議会人事審査規程の定めるところによる。

第5節 休職

(休職の事由)

- 第13条 教職員が次の各号の一に該当する場合は、休職とする。
 - (1) 心身の故障のため、長期の休養を必要とするとき
 - (2) 刑事事件に関して起訴されたとき
 - (3) 水難、火災、その他の災害により、生死不明または所在不明となったとき
 - (4) 教員が、学校、研究所、病院等において、その教員の職務に関連があると認められる研究、調査等に従事するため職務を遂行できないとき
 - (5) 教員が、研究成果活用企業の役員等を兼業するため職務を遂行できないとき
 - (6) わが国が加盟している国際機関、外国政府の機関等からの要請に基づいて教職員 を派遣するとき
 - (7) その他特別の事由があるとき
- 2 第9条に規定する試用期間中の教職員については、前項の規定を適用しない。 (休職の期間)
- 第14条 前条第1項に係る休職(第2号を除く。)の期間は、3年(第4号、第5号及び第6号にあっては5年)を超えることができない。
- 2 前条第1項第1号に係る附属教員の休職の期間は、結核性疾患のため長期の休養を要する場合の休職においては、満2年とする。ただし、特に必要があると認められるときは、 満3年まで延長することができる。
- 3 前条第1項に係る休職(第2号を除く。)の期間が3年(第4号、第5号及び第6号にあっては5年)に満たない場合においては、休職した日から引続き3年(第4号、第5号及び第6号にあっては5年)を超えない範囲内において、これを更新することができる。た

だし、休職の期間は、定年による退職の日(任期の定めのある教職員にあっては、任期の 最終日)を超えることができない。

- 4 教員が、心身の故障のため長期の休養を要するときの休職の期間については、個々の場合について、教育研究評議会の議に基づいて定める。
- 5 前条第1項第2号の休職期間は、その事件が裁判所に係属する間とする。ただし、その係属する期間が2年を超えるときは2年とし、定年による退職の日(任期の定めのある教職員にあっては、任期の最終日)を超えることができない。
- 6 前条第1項第1号に係る事由により休職した教職員が、復職した日以後1年以内に、当該 休職の原因となった疾病と同一の疾病または同一の疾病に起因すると認められる疾病によ り再度休職する場合の当該休職の期間は、大学が特に認めた場合を除き、復職前の休職の期 間に通算するものとする。

(休職の手続)

第15条 教職員を休職にする場合には、事由を記載した説明書を交付して行う。ただし、 教職員から同意書の提出があった場合は、この限りでない。

(病気休職の手続き)

第15条の2 第13条第1項第1号の規定による休職、当該休職期間の更新及び当該休職からの復職は、医師の診断の結果に基づき、本学の産業医又は本学が指定する医師の判断により行うものとする。

(休職中の身分)

第16条 休職者は、教職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。

(復職)

- 第17条 休職の期間が満了したときは、当然復職するものとする。
- 2 休職事由が消滅したときは、速やかに復職させる。
- 3 第1項及び第2項により、休職前の職場に復帰させることが困難又は不適当な場合は、他の職務に従事させることがある。

第3章 服務規律

(服務上の義務)

- 第18条 教職員は、大学と職務の公共性を自覚し、その信用と名誉を守らなければならない。
- 2 教職員は、誠実に職務に専念し、職場の秩序を維持しなければならない。
- 3 教職員は、法令及びこの規則を遵守し、上司の指揮命令に従わなければならない。
- 4 教職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。 (職務倫理)
- 第19条 教職員の職務倫理については、本学職務倫理規程の定めるところによる。 (ハラスメントの防止)
- 第20条 ハラスメントの防止については、本学ハラスメント防止規程の定めるところによる。

(兼業)

第21条 教職員の兼業については、本学教職員の兼業に関する規程の定めるところによる。

第4章 勤務時間及び休暇等

(勤務時間及び休暇等)

第22条 教職員の勤務時間及び休暇等については、本学教職員勤務時間及び休暇等規程の定 めるところによる。

第5章 出張及び研修

(出張)

- 第23条 教職員は出張を命ぜられることがある。
- 2 出張を命ぜられた教職員は、帰任後すみやかに出張先での業務内容を報告しなければならない。

(旅費)

第24条 前条の出張に要する旅費については、本学旅費規程の定めるところによる。 (研修)

- 第25条 教職員は研修を命ぜられることがある。
- 2 附属教員については、その在職期間(小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼稚園の教諭、助教諭及び講師としての全ての期間を通算したもの。)が10年 を経た者に対して、研修を行う。

(研修の機会)

- 第26条 教員及び附属教員は絶えず研究と修養に努めなければならず、そのために必要な 研修を受ける機会が与えられる。
- 2 教員及び附属教員は、業務に支障のない限り、学部長(本学附属機関等の教員にあって は当該附属機関等の長、附属教員にあっては附属学校長)の承認を受けて、勤務場所を離 れて研修を行うことができる。
- 3 教員及び附属教員は、本学の定めるところにより、現職のままで、長期にわたる研修を 行うことができる。

第6章 安全衛生

(遵守義務)

- 第27条 教職員の安全衛生の確保及び改善、並びに快適な職場の形成のために、必要な措置を講ずるものとする。
- 2 教職員は、安全衛生に関する法令及び本学安全衛生管理規則を遵守し、協力して労働災害の防止に努めなければならない。

(健康診断)

- 第28条 教職員に対して、毎年1回、定期に健康診断を行う。
- 2 前項の健康診断のほか、法令で定められた有害業務に従事する教職員に対しては、特別 の項目についての健康診断を行う。
- 3 教職員は前2項の健康診断を受けなければならない。ただし、医師による健康診断を受け、その者が当該健康診断の結果を証明する書面を提出したときは、この限りではない。
- 4 第1項及び第2項の健康診断の結果、必要と認める場合には、勤務時間の短縮、配置換 その他健康保持に必要な措置を命ずることがある。
- 5 教職員は、正当な理由がない限り、前項の措置を拒むことができない。

(安全衛生教育)

- 第29条 教職員に対して、必要に応じて、安全衛生に関する教育、訓練を行う。
- 2 教職員は前項の教育、訓練を受けなければならない。

(就業禁止)

- 第30条 教職員は、自己、同居人又は近隣の者が病毒伝播のおそれのある伝染性の疾病にかかるか、その疑いがある場合には、直ちに上司に届け出てその指示に従わなければならない。
- 2 教職員が次の各号のいずれかに該当する場合、産業医その他専門の医師の意見を聴いたうえで、当該教職員に就業の禁止を命ずることができる。
 - (1) 病毒伝播のおそれのある伝染性の疾病にかかった者及び疑いのある者。ただし、 伝染予防の措置をした場合はこの限りでない。
 - (2) 心臓、腎臓、肺等の疾病で労働のため病勢が著しく増悪するおそれのあるものにかかった者。
 - (3) 前各号に準じる疾病で厚生労働大臣が定めるものにかかった者 (災害補償)
- 第31条 教職員が業務上又は通勤途上における災害を受けた場合(負傷、疾病、障害又は 死亡をいう)は、労基法及び労働者災害補償保険法(以下「労災法」という。)の定める ところにより、災害補償を行う。
- 2 前項の災害補償に加えて、本学が独自に行う災害補償については、本学災害補償規程の 定めるところによる。

第7章 母性保護

(母性保護)

- 第32条 妊娠中ないし産後1年を経過しない教職員(以下「妊産婦」という。)は、危険 あるいは有害な業務に就かせない。
- 2 妊産婦が請求した場合には、その者の業務を軽減し、又は他の軽易な業務に就かせる。
- 3 妊産婦の勤務時間及び休暇等については、本学勤務時間及び休暇等規程の定めるところ による。

第8章 給与

(給与)

第33条 教職員の給与については、本学教職員給与規程の定めるところによる。ただし、 別に定めのある教職員については本学教職員年俸制給与規程の定めるところによる。

第9章 定年、退職及び解雇等

(定年)

- 第34条 教職員の定年は満65歳とする。
- 2 定年による退職の日は、定年に達した日以後における最初の3月31日とする。 (管理監督職勤務上限年齢による降任等)
- 第34条の2 本学教職員給与規程第15条第1項に規定する管理又は監督の地位にある職 (以下「管理監督職」という。)を占める教職員(教員を除く。以下この条から第34条の

4までにおいて同じ。)で満60歳に達している者については、異動日(満60歳に達した日後における最初の4月1日をいう。以下この条から第34条の4までにおいて同じ。)(第34条の4第1項及び第2項の規定により変更された日を含む。以下次条において同じ。)に、管理監督職以外の職へ降任し、又は当該管理監督職を免ずるものとする。

(管理監督職への採用等の制限)

第34条の3 満60歳に達した日後における最初の4月1日に達している教職員を、管理 監督職に採用し、又は昇任し、若しくは命ずることはできない。

(管理監督職勤務上限年齢による降任等の特例)

- 第34条の4 管理監督職を占める教職員について、次の事由があると認めるときは、当該 教職員が占める管理監督職に係る異動日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該 異動日を変更し、引き続き当該管理監督職を占める教職員として勤務させることができる。
 - (1) 当該教職員の職務の遂行上の特別の事情を勘案して、当該教職員の他の職への降任 又は当該管理監督職を免ずることにより業務の運営に著しい支障が生じると認められる事 由
 - (2) 当該教職員の職務の特殊性を勘案して、当該教職員の他の職への降任又は当該管理 監督職を免ずることにより、当該管理監督職の欠員の補充が困難となることにより業務の 運営に著しい支障が生じると認められる事由
- 2 前項又はこの項により異動日(これらの規定により変更された日を含む。)が変更された 管理監督職を占める教職員について、前項各号の事由が引き続きあると認めるときは、変 更された当該異動日の翌日から起算して1年を超えない期間内で変更された当該異動日を 更に変更することができる。ただし、更に変更される当該異動日は、当該教職員が占める 管理監督職に係る異動日の翌日から起算して3年を超えることができない。

(退職)

- 第35条 前条に定めるもののほか、教職員が次の各号の一に該当するときは、退職とする。
 - (1) 退職を願い出たとき
 - (2) 期間を定めて雇用をされている者が、その期間を満了したとき
 - (3) 死亡したとき
- 2 前項第1号の退職の願い出は、退職の日の2週間前までに行うものとする。 (解雇等)
- 第36条 教職員が次の各号の一に該当し、かつ雇用を継続しがたい場合は、解雇する。ただし、雇用を継続しうる場合には、降任にとどめることがある。
 - (1) 勤務成績が不良であるか能力不足が著しく、改善の見込みがない場合
 - (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障がある場合
 - (3) 第14条に定める休職の期間が満了し、休職の事由がなお消滅しない場合
 - (4) 禁固以上の刑に処せられた場合
 - (5) 定員又は予算の減少等やむをえない事情がある場合

(解雇等の手続)

- 第37条 教職員を解雇又は降任する場合には、事由を記載した説明書を事前に交付して行う。
- 2 解雇する場合、説明書の交付は、解雇の30日前までに行う。

- 3 職員及び附属教員から請求があった場合には、役員会で陳述の機会を与える。
- 4 教員をその意志に反して解雇又は降任する場合には、教育研究評議会の審査の結果に基 づいて行う。
- 5 前項の教育研究評議会の審査は、本学教育研究評議会人事審査規程の定めるところによる。

(解雇制限)

- 第38条 前条の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する期間は解雇しない。ただし、 第1号の場合において療養開始後3年を経過しても負傷又は疾病がなおらず、労基法第8 1条の規定によって打切補償を支払う場合、又は労基法19条2項の規定により行政官庁 の認定を受けた場合は、この限りでない。
 - (1) 業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のため休業する期間及びその後30日間
 - (2) 労基法第65条に規定された休業期間及びその後30日間

(退職後の責務)

- 第39条 退職又は解雇された者は、在職中に知り得た秘密を他に漏らしてはならない。 (退職証明書)
- 第40条 退職する者又は解雇された者が、退職証明書の交付を請求する場合には、遅滞なくこれを交付する。
- 2 前項の証明書に記載する事項は、次に掲げる事項のうち、請求を受けた事項とする。
 - (1) 雇用期間
 - (2) 業務の種類
 - (3) その事業における地位
 - (4) 給与
 - (5) 退職の事由(解雇の場合は、その理由)

第10章 退職手当

第41条 教職員の退職手当については、本学教職員退職手当規程の定めるところによる。 ただし、第33条ただし書きが適用される教職員については個別規程の定めるところによ る。

第11章 表彰

(表彰)

- 第42条 教職員が次の各号の一に該当する場合は、表彰する。
 - (1) 本学の名誉又は業務成績の向上に多大の功労があったとき
 - (2) 災害又は事故等の防止、非常事態への対応において、特別の功労があったとき
 - (3) 永年にわたり本学に勤続し、本学永年勤続者表彰規程に該当するとき
 - (4) その他、教職員の模範として推奨すべき功績があったとき

第12章 懲戒

(懲戒の事由)

- 第43条 教職員が次の各号の一に該当する場合には、懲戒することができる。
 - (1) 第18条で定める服務上の義務又はこれに基づく命令に違反したとき

- (2) 法令又はこの規則等に違反したとき
- (3) 本学ハラスメント防止規程又はこれに基づく命令に著しく違反したとき
- (4) 教職員としてふさわしくない非行(前号を除く。)のあったとき
- (5) その他、故意又は重大な過失により、本学に損害を与えたとき
- (6) 重大な経歴詐称又は虚偽申告をしたとき

(懲戒の種類)

- 第44条 教職員が前条の各号の一に該当する場合は、その事由に応じ、以下の区分にしたがって懲戒を行う。
 - (1) 戒告 始末書を提出させて、将来を戒める。
 - (2) 減給 始末書を提出させ、給与の一部を減額する。減額の幅は、1回の額が平均賃金の1日分の半額、もしくは総額が一賃金支払期における賃金の10分の1を越えない範囲とする。
 - (3) 停職 始末書を提出させ、1年を限度として出勤を停止し、その間の給与は支給しない。
 - (4) 諭旨解雇 退職を願い出ることを勧告し、これに応じない場合には懲戒解雇する。
 - (5) 懲戒解雇 即時に解雇する。
- 2 第38条の規定は、前項第4号及び第5号に掲げる懲戒を行う場合に、準用する。 (自宅待機)
- 第44条の2 教職員に懲戒に該当する疑いがあるときは、懲戒が決定するまでの間、当該教職員に自宅待機を命ずることができる。

(懲戒の手続)

第45条 教職員の懲戒の手続きについては、本学職員の懲戒の手続きに関する規程の定めるところによる。

(訓告等)

第46条 第44条に規定する場合の他、服務を厳正にし、規律を保持するために必要があるときには、注意、厳重注意又は訓告を行う。

(損害賠償)

第47条 故意又は重大な過失により本学に損害を与えた教職員に対しては、その損害の全部又は一部を賠償させるものとする。

附則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において、国家公務員法(昭和2 2年法律第120号)第79条に基づく休職とされている教職員については、施行日以後 も、第13条による承認が得られているものとする。また、施行日前日まで引き続く休職 期間は、第14条に規定する期間に通算するものとする。
- 3 施行日において、現に在職する職員のうち、満60歳以上の者の定年は、第34条第1項 の規定にかかわらず、63歳とする。
- 4 第43条の規定は、施行日前日までの国家公務員としての在職期間における行為に対しても適用する。また、国家公務員法第82条に基づく懲戒処分が施行日前日までに完結しない場合は、その処分は施行日以後も効力を有し、施行日前日までの懲戒処分の期間は施行日以後の期間に通算するものとする。

附 則(平成16年8月26日一部改正:法人和歌山大学規程第320号) この改正規則は、平成16年8月26日から施行する。

附 則(平成18年3月17日一部改正:法人和歌山大学規程第475号) この改正規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月30日一部改正:法人和歌山大学規程第565号) この改正規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月21日一部改正:法人和歌山大学規程第716号) この改正規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成22年2月26日一部改正:法人和歌山大学規程第984号) この改正規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月28日一部改正:法人和歌山大学規程第1467号) この改正規則は平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成26年11月28日一部改正:法人和歌山大学規程第1564号) この改正規則は、平成26年11月28日から施行する。

附 則(平成28年3月25日一部改正:法人和歌山大学規程第1763号)

この改正規則は、平成28年3月25日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則(平成30年3月19日一部改正:法人和歌山大学規程第2041号)

この改正規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月15日一部改正:法人和歌山大学規程第2118号)

- 1 この改正規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この改正規則の施行日の前日から引き続く第13条第1項第1号に掲げる事由による休職の期間を有する職員の当該休職の期間は、改正後の第14条第6項に規定する復職前の 休職の期間に算入しない。

附 則(令和元年11月20日一部改正:法人和歌山大学規程第2205号) この改正規則は、令和元年11月20日から施行する。

附 則(令和2年3月27日一部改正:法人和歌山大学規程第2237号)

この改正規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和2年11月11日一部改正:法人和歌山大学規程第2319号)

この改正規則は、令和2年11月11日から施行する。

附 則(令和3年3月29日一部改正:法人和歌山大学規程第2336号)

この改正規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和5年12月8日一部改正:法人和歌山大学規程第2693号)

- 1 この改正規則は、令和5年12月8日から施行し、令和5年4月1日から適用する。
- 2 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における職員及び附属学校教員に対する第34条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同項中 「満65歳」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	満61歳
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	満62歳
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	満63歳
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	満64歳